

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例（平成17年3月25日京都市条例第35号）（市会事務局政務調査課）

地方自治法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件を定めるとともに、本市の基本計画への市会の関与に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 市会の議決に付すべき事件（第2条関係）

次に掲げる事件を市会の議決に付すべき事件とします。

- (1) 基本計画（地方自治法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいいます。

以下同じ。）の策定、変更又は廃止

- (2) 姉妹都市盟約の締結

2 基本計画への市会の関与（第3条及び第4条関係）

- (1) 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を市会に報告しなければならないこととします。

- (2) 市会は、基本計画の策定、変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べるができることとします。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第35号

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件を定めるとともに、次条第1号に規定する基本計画への市会の関与に関し必要な事項を定めるものとする。

(市会の議決に付すべき事件)

第2条 法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本計画（法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止

(2) 姉妹都市盟約の締結

(基本計画の実施状況の報告)

第3条 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を市会に報告しなければならない。

(市長への意見)

第4条 市会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本計画の策定、変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。